

# 第22期 第15回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和4年9月27日（火）

14：00～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の2）

## ～ 次 第 ～

### 1 開 会

### 2 議 題

- （1）有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書  
について（協議） . . . P1～12
- （2）令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る  
各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について（協議） . . . P13～31
- （3）カキの試験養殖について（協議） . . . P32～44
- （4）委員会指示の適用除外について  
（三洋テクノマリン株式会社）（協議） . . . P45～53
- （5）その他

### 3 閉 会

有漁調委第 号  
令和 4年 月 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会 長 西久保 敏

農林水産大臣管轄漁場の取扱い等について（要望）

当県水産業の振興については、日頃よりご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、本年は農林水産大臣管轄海域における漁業権（共同、区画）に係る免許の切替え年となっており、有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定（以下「福佐協定」という。）の取扱いを検討すべき年でもあります。  
つきましては、下記について御配慮をお願いします。

記

- 1 有明海における佐賀、福岡における漁業上の境界をめぐる紛争については、一時的措置として、農林水産大臣管轄海域（以下「農区」という。）を設け、国が預かることで収拾が図られました。  
その後、当県漁業関係者としては、旧来の境界線（筑後川中央点と雲仙岳山頂三角点見通し）で分割することを主張しておりますが、漁場利用について佐賀と福岡の漁業者の考え方が異なり、今日まで合意に至っておりません。  
こういう状況にありながら、これまで両県漁業者が大きな衝突を起こさず、この海域で漁業を営んでこられたのも中立的な国による免許と管理の賜と考えます。  
今後とも両県漁業関係者は、できるだけ早急に両県の漁業上の境界について協議を進めたいと考えますが、その協議が整うまでの間は、操業秩序維持のため、漁業法第183条の規定により、現行の農林水産大臣管轄海域を存続していただくようお願いします。

2 本県知事の管轄する有明海域（以下「佐賀県有区」という。）では、漁場環境の変化により魚介類資源が著しく減少し、漁業経営を著しく圧迫しております。

こうした中、生産性の向上を図るには、漁場環境の改善による二枚貝類の増養殖の振興が不可欠であり、二枚貝類資源の回復は、佐賀県有明海の漁業関係者の強い要望でもあります。

しかしながら、福佐協定第3条により、アバキノタオ以東の区画漁業権の漁場計画樹立にあたっては、佐賀県有区であっても福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会において、福岡県側の調整委員の同意が必要となっている。また、福佐協定第5条（1）、（2）項の内容は、農区の現在の二枚貝類の資源状況や免許の状況から見ると、現状と乖離した内容となっています。

このため、福佐協定第3条を廃止することで、佐賀県有区においては、佐賀県知事独自に漁場計画が樹立できるよう、また、第5条については、現状に沿った内容に見直しを行うよう、両県関係者の話し合いを進めるべきと考えています。

については、両県関係者の円満な合意形成ができるよう国（九州漁業調整事務所）の御指導等をお願いします。

(案)

# 協 定 書

平成令和5年〇月〇日

(案)

## 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、水産庁九州漁業調整事務所を立会人として、漁場に生活する両県漁民が漁場の秩序を維持し、安堵して生業に励み紛議が起こらないことを祈念して、ここに有明海の一部漁場を農林水産大臣が一時管轄することを認め、「有明海における佐賀福岡両県の漁場計画樹立方針に関する覚書」の趣旨を尊重し、次の事項を承認するとともに、誠実にこれを遵守することを協定する。

(農林水産大臣の管轄する漁場の範囲及び行う事項)

第1条 農林水産大臣の管轄する漁場は、次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域とする。

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角（有明海の福岡、佐賀両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角（有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱）とを結んだ直線上の中央点（筑後川川口中央）

点イ 点アと三角岳頂上を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点ウ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点エ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、竹崎島南西端と福岡、熊本両県の県境を結んだ直線との交点

点オ 点アと竹崎島東端を結んだ直線上、竹崎島東端から1,000メートル北の点

2 農林水産大臣の管轄する漁場において、農林水産大臣が自ら行う県知事の権限の範囲は、漁業の免許に関するものに限るものとする。

(案)

(連合海区漁業調整委員会の設置)

第2条 両県の有明海区漁業調整委員会は、漁業法第~~105183~~条第4項の規定に基づき、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下「福佐委員会」という。）を組織し、有明海における漁業調整に関する事項を処理するものとする。

なお、両委員会の構成及び運営については、同委員会事務規程で定める。

~~(漁業の免許の事前調整)~~

~~第3条 両県の知事は、漁場計画樹立にあたって、その決定に先立ち、福岡県地先においては、柳川市大和町地先中島川（矢部川）みおすじ以西の区域、佐賀県地先においては、佐賀市東与賀町地先あばきのたお以東の区域（以下「関係漁場」という。）の計画については、福佐委員会の意見を聴くものとする。~~

(共同漁業に関する事項)

第~~43~~条 農林水産大臣の管轄する漁場における共同漁業については、福岡有明海漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合の共有として免許を受け、この漁場以外の海域における共同漁業については、両県の知事が、それぞれの地先について免許するものとし、相手県の漁業協同組合に対しては、原則として平等に入漁権を設定するものとする。

なお、両県は次の各号に掲げる措置をとる。

- (1) 入漁権設定契約にあたっては、各漁業種別の実績を認めるほか、両県漁民の取り扱いの公正を期すること。
- (2) 両県に関係がある漁業の取り扱いについて差異が生じる場合は、事前に福佐委員会で協議し、その統一を図ること。

(区画漁業に関する事項)

第~~54~~条 農林水産大臣の管轄する漁場における区画漁業は、農林水産大臣の免許を受け、同漁場以外の海域における区画漁業は、両県の知事がそれぞれの地先について免許するものとする。両県は、漁場計画樹立の場合はもちろん漁業権行使の場合においても、関係漁場につき福佐委員会がその位置、区域及び行使内容を明確にする権利を有し、義務を負うことを認める。~~とともに、次の各号に掲げる事項を確認する。~~

~~(1) 稚貝が多量に発生する区域は、区画漁業の漁場として計画を樹てないこと。~~

(案)

- ~~—(2) 第3種区画漁業である貝類養殖業の漁場区域内に、たいらぎ等区画漁業の内容となっていない貝類が大発生した場合は、福佐委員会が協議のうえ、当該貝類の採取について公正な措置をとること。~~
- ~~—(3) 農林水産大臣の管轄する漁場と知事の管轄する海域にまたがる漁場の区画漁業については、原則としてその漁場の管轄を異にする面積の大小により、その大きい面積を管轄する者の管轄に入れるものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。この場合は、福佐委員会に諮り公正な措置をとること。~~

(許可漁業に関する事項)

第~~6~~5条 両県の知事は、許可に係る漁業の操業区域が農林水産大臣の管轄する漁場を含む場合には、許可に際し、福佐委員会の意見を聴き、相手県の知事と協議し、その同意を得たうえで許可するものとする。

2 両県の知事は、農林水産大臣の管轄する漁場以外の海域における両県の許可漁業については、従来の実績を認め、両県漁民の取り扱いの公正を期するとともに、必要のある場合は、あらかじめ、福佐委員会の意見を聴いて、統数その他の制限事項を定めるものとする。

3 両県は、本条の実施を円滑にするため、常に緊密な連絡協調を保ち、特に農林水産大臣の管轄する漁場における漁業に関し、両県の取り扱いが異なるものについてはなるべく早い時期に両県において協議し、同一の取り扱いができるよう努力する。

(その他の事項)

第~~7~~6条 農林水産大臣の管轄する漁場における漁業については、両県ともに漁業資源の愛護と漁業秩序の確保に努める義務を負うことを認め、問題が起きた場合は、福佐委員会で協議のうえ、適正な措置をとる。

(有効期間)

第~~8~~7条 本協定の有効期間は、平成令和5年9月1日から5か年とする。

以上のとおり各項目について双方の意見の一致をみたが、両県は本協定があくまで臨時的措置であることを認め、不断に有明海沿岸漁業の自然的条件及び社会

(案)

的経済的條件の考究に努めて、速やかに最終的妥協点に到達するよう努力することを誓約し、本書5通を作成のうえ、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成令和5年〇月〇日

福岡県知事 氏名

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 氏名

佐賀県知事 氏名

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 氏名

(立会人)

水産庁九州漁業調整事務所長 氏名



# 確 認 書

平成30年6月18日

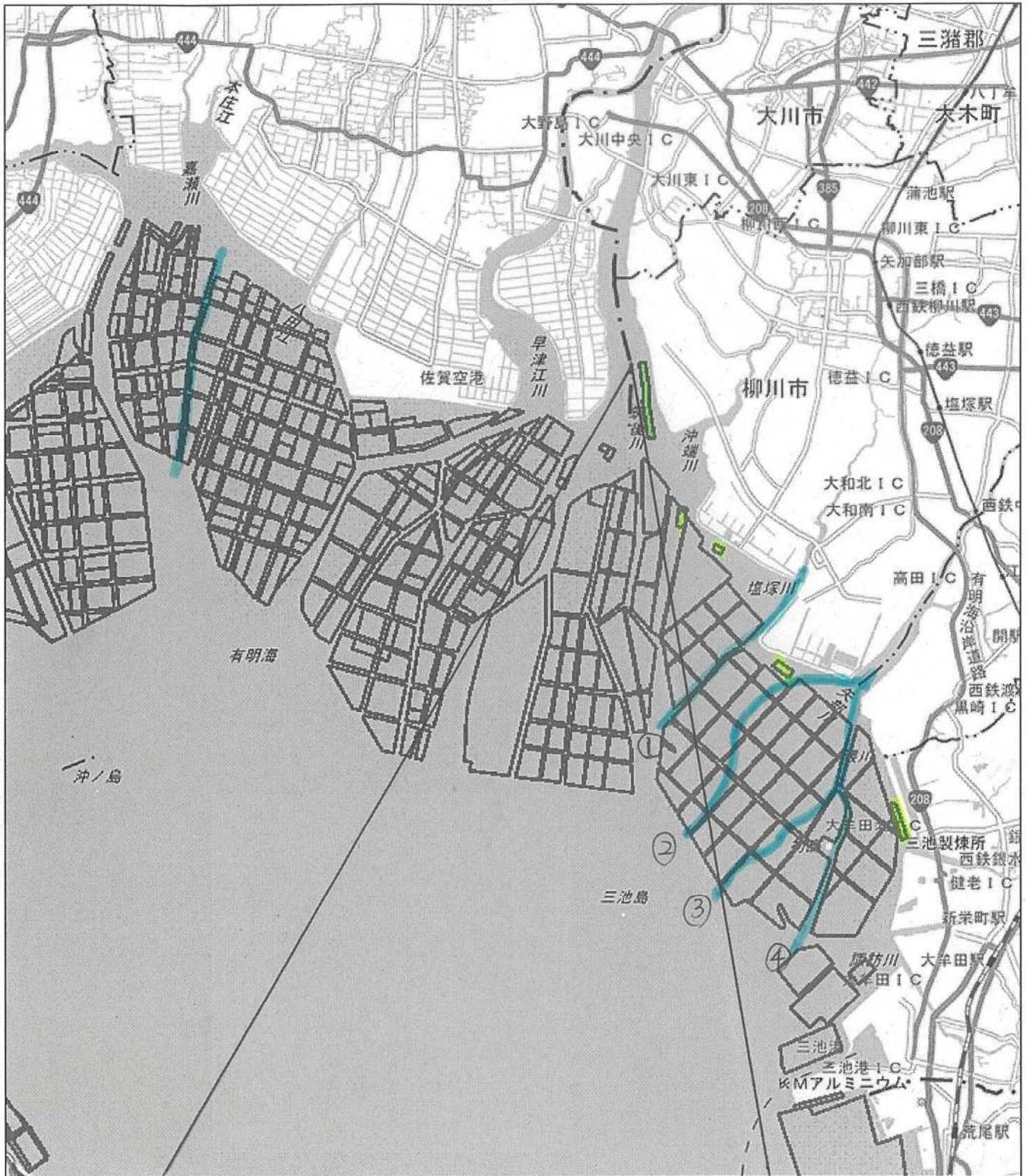


大臣管轄海域の福佐協定書締結までの協議スケジュール（案）

| 年度    | 月     | 福佐賀連調委   | 各県単海区  | 事務担当者会議等  |
|-------|-------|--|--|---|
| 令和4年度 | 4     |  |  |   |
|       | 5     |  |  | ・大臣免許担当者会議①（九調：5/26）<br>免許切替事務スケジュール等の説明                        |
|       | 6     |  |  |   |
|       | 7     | 委員会開催（佐賀市：7/13）<br>・福佐協定の協議の経緯説明<br>・協定書等の協議依頼、スケジュール提示（九調より）                      | 佐賀有区委員会（7/27）<br>福佐協定の協議の経緯説明  |   |
|       | 8     |  | 佐賀有区委員会（8/22）<br>・協定書両県意見相違の論点説明<br>⇒3条、5条を改廃。関係漁場を確定<br>・大臣免許を希望する公文書提出依頼 |   |
|       | 9     |  | 佐賀有区委員会（9/27）<br>協定書に関する佐賀県意見、大臣免許を希望する文書の協議                               | ・福佐事務局間協議①（佐賀：9/7）<br>⇒意見の相違。スケジュール等の確認<br>・大臣免許を希望する公文書の発出（九調） |
|       | 10    |  |  | ・大臣免許担当者会議②（九調：中下旬頃？）<br>海区漁場計画樹立に関する基本方針等                      |
|       | 11    | 委員会開催（柳川市：11月中下旬頃）<br>・大臣免許を希望する公文書の発出を了承<br>・協定書締結に向けた協議<br>・海区漁場計画樹立に関する基本方針案の審議 | 佐賀有区委員会（11月上中旬頃）   | ・福佐事務局間協議②（福岡：11月上旬頃）   |
|       | 12    |  | 佐賀有区委員会（12月中旬頃）<br>海区漁場計画案協議   | ・福佐事務局間協議③（佐賀：12月上旬頃）   |
|       | 令和5年度 | 1  | 委員会開催（佐賀市：1月下旬頃？）  | 佐賀有区委員会（1月下旬頃）  |
| 2     |       | 委員会開催（柳川市：2月中下旬頃？）<br>福佐協定締結の目安  | 佐賀有区委員会（2月下旬頃？）  |   |
| 3     |       | 委員会開催（佐賀市：3月下旬）<br>関係漁場の両県漁場計画案協議  | 佐賀有区委員会（3月下旬頃）   |   |
| 4     |       | 漁場計画の決定及び公示（HP掲載）  |  |   |
| 5     |       |  |  |   |
| 6     |       |  |  |   |
| 7     |       |  |  |   |
| 8     |       |  |  |   |
| 9     |       | 農区における漁業の免許  |  |   |

※委員会、会議等の日程は、協議の状況次第で変更の可能性あり

# 印刷



- 区画漁業権
- 
- 緑色 7キロ<sup>2</sup>建
- 黄色 あり

いくつかの凡例はスペースの制限のため表示されないことがあります。  
 国土地理院(GSI) | 海上保安庁(JCG)

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題一覧

| No.           | 要 望 事 項  | 提出県               |
|---------------|--|-------------------|
| 1             | 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について【継続】 | 福岡県連合             |
| 2             | 大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について【継続】         | 熊本県連合             |
| 3             | 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について【継続】    | 鹿児島県連合            |
| 4             | 日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について【継続】                   | 福岡県連合             |
| 5             | 日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について【継続】                | 長崎県連合             |
| 6             | 日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について【継続】                  | 長崎県連合             |
| 7             | 東シナ海における漁船の安全操業確保について                          | 熊本県連合             |
| 8             | 日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について【継続】               | 鹿児島県連合            |
| 9             | 日台漁業取決めの見直しについて【継続】                            | 沖縄                |
| 10            | 日中漁業協定の見直しについて【継続】                             | 沖縄                |
| 11            | クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について【一部変更】             | 佐賀県連合             |
| 12            | 太平洋クロマグロの資源管理の推進について【一部変更】                     | 長崎県連合             |
| 13            | 太平洋クロマグロの資源管理に係る運用について【変更】                     | 宮崎                |
| 14            | 太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について【継続】           | 鹿児島県連合            |
| 15            | 太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について【継続】                  | 沖縄                |
| 16            | ミニボートによる危険行為の防止について【追加】                        | 佐賀県連合             |
| 17            | ミニボートによる危険行為の防止について                            | 熊本県連合             |
| 18            | 海区漁業調整委員会制度について【継続】                            | 長崎県連合             |
| 19            | 新たな漁業関係法令の改正について【継続】                           | 大分                |
| 20            | 改正漁業法における新たな資源管理措置等について【表現変更】                  | 大分                |
| 21            | 沿岸資源の適正な利用について【継続】                             | 宮崎                |
| <del>22</del> | <del>水産政策の改革について【未提出】</del>                    | <del>鹿児島県連合</del> |
| 22            | 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について【継続】                      | 熊本県連合             |
| 23            | 違法操業の取締強化に向けた対応について【新規】                        | 沖縄                |

## 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

## 福岡県連合海区漁業調整委員会

## 要望事項

- (1) 大中小型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

## 内 容

本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。

沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域は本県の中核的な漁場でありますが、大中小型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域と重複しているため、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、大中小型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。

大中小型まき網漁業の網船に対しては、新施策として、平成25年度にVMSシステム設置が義務づけられました。しかし、船団全船への設置とはなっており、灯船による魚群の誘導などの手法が可能のため、違反防止対策としては十分ではありません。

上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中小型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望します。

- 1 本県沖ノ島周辺海域では大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中小型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。
- 2 資源保護のため、大中小型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。
- 3 大中小型まき網漁業に使用する全船へVMSを設置すること。
- 4 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするともに、罰則の強化を図ること。

## 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

## 熊本県連合海区漁業調整委員会

## 要望事項

- (2) 大中小型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について

## 内 容

本県、天草沿岸域においては、水産資源の維持保全と沿岸漁業の健全な発展を図るため、魚礁設置事業等による漁場整備、稚魚の放流、自主規制による資源管理等を積極的に推進してきたところであるが、大中小型まき網漁業の操業は、当該地域の漁業振興を図るうえで大きな問題となっている。

そのため、大中小型まき網漁業の当海域での操業秩序の確保を目的とした協定の締結に向け話し合いが進められ、その結果関係者の協議が整い、平成18年に国と県の立会により協定が締結された。

その後10数年が経過したが、この間協定は遵守され、操業秩序が保たれている。については、今後とも関係者の協議の継続が不可欠ではあるが、沿岸漁業の振興と資源の涵養を図るため、大中小型まき網漁業の操業禁止区域の拡大等について、次の事項を強く要望する。

- 1 大中小型まき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。  
操業禁止区域に係る操業調整の整ったものについては、随時操業の条件として内容を盛り込んで頂きたい。
- 2 大中小型まき網漁業の適正操業について指導を強化すること。  
大中小型まき網漁業の操業については、魚礁周辺での集魚・操業を行っているなどの情報を聞いているところである。  
このような大中小型まき網漁業者の操業は、水産資源の維持回復を図る観点から、沿岸漁業者にとって大きな障害となっているため、沿岸漁業者へ配慮した適正操業について十分な指導を強化すること。

## 令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

## 鹿児島県連合海区漁業調整委員会

|  |   |
|--|---|
| <p>要望事項</p> <p>(3) 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について</p> | <p>内容</p> <p>本県の沿岸漁業を取り巻く環境が、資源の減少や魚価の低迷、燃油価格の高止まりによる収益の減少などにより厳しさがますます増大している中、沿岸域における資源の維持増大と沿岸漁業の健全な発展を図るため、沿岸漁業者自ら資源管理型漁業に一丸となって取り組んでいるところである。</p> <p>一方、本県海域では、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業と沿岸漁業との間において漁場や資源が競合することから、詳細な沿岸漁業者は、当該漁業の操業に対して大きな危機感を抱いている。</p> <p>ついでには、沿岸漁業の振興と資源の涵養を図るため、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業に対して、次の事項を強く要望する。</p> <p>1 鹿児島・熊毛及び奄美海域における大中型まき網漁業及び熊毛海域における沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し・拡大を図ること。</p> <p>2 違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとする。</p> |
|--|---|

## 令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

## 福岡県連合海区漁業調整委員会

|   |   |
|---|---|
| <p>要望事項</p> <p>(4) 日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について</p> | <p>内容</p> <p>新日韓漁業協定(平成 11 年 1 月発効)では相互入漁が原則となっておりますが、それ以降我が国 EEZ 内で韓国漁船による違反操業やトラブリングが多発しました。これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成 20 年に日韓両国間の民間協定である EEZ 内漁場での操業トラブリング防止策(通称「ホットライン」)が実施されたことにより、大きなトラブリングの発生は減少しました。</p> <p>我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場です。現在、韓国との相互入漁は停止している状況ですが、相互入漁が再開された場合、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなればならぬようになります。つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。</p> <p>1 我が国の EEZ 内における韓国漁船の操業を禁止すること。</p> <p>2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。</p> |
|---|---|

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

長崎県連合海区漁業調整委員会

要望事項

- (5) 日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について

内 容

日中・日韓新漁業協定の発効後は、政府間交渉に基づく相手国排他的経済水域での操業条件の設定など、漁業秩序が構築されつつあります。しかし、排他的経済水域の境界を中間線で固定できず、相手国漁船に対して我が国の権限が及ばない日中暫定措置水域、日韓暫定水域などが広範囲に設定されており、これらの海域では外国漁船が占有して、我が国漁船の操業に支障が生じるとともに、水産資源の悪化が懸念されております。

このことから、我が国漁業者が、東シナ海等において持続可能な漁業を展開していくため、次の事項について、要望します。

【継続】

1. 中国及び韓国との間で排他的経済水域の境界線の固定を行うこと。その実現までの間、日中・日韓暫定水域等における資源管理措置の早急な確立を図ること。

【継続】

2. 我が国排他的経済水域における中国・韓国漁船の操業条件について、我が国漁業者の意向・要望を踏まえ見直しを行うこと。

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

長崎県連合海区漁業調整委員会

要望事項

- (6) 日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について

内 容

我が国排他的経済水域内では、中国漁船（底びき網漁業、いかつり漁業）や韓国漁船（まき網漁業、はえ縄漁業等）による違反操業が依然として跡を絶たず、拿捕事案も発生しております。

また、東シナ海においては、尖閣諸島の領有権を巡る日中双方の主張の相違などから、付近海域における中国漁船の大挙操業や、多数の中国漁業監視船の哨戒など、我が国漁船の安全操業や安全航行に支障を来す問題も生じている状況にあります。

以上のことから、次の事項について要望します。

【継続】

1. 引き続き我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締の強化を図ること。

【継続】

2. 我が国水域における外国船舶の避泊に当たっては、入域中の基本ルールの遵守徹底、国による指導・監視体制の強化と漁業等への被害を防止する措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

熊本県連合海区漁業調整委員会

|  |   |
|--|---|
| <p>要望事項</p> <p>(7) 東シナ海における漁船の安全操業確保について</p> | <p>内 容</p> <p>日中漁業協定に基づく日中暫定措置水域や以南水域の尖閣諸島周辺等の海域において操業する本県漁船は、単独で延縄や一本釣り等を操業しており、集団で出現する中国漁船に漁場を占拠されて操業に支障をきたすとともに、不安や脅威を感じて、安心して操業できない状況にある。</p> <p>特に最近の尖閣諸島を巡る情勢から、漁業者の不安は以前と比較にならないほど増大している。</p> <p>現在、提供されている外国公船や漁船の情報は尖閣諸島周辺に限られ、その情報が出漁中の漁船に届くのに時間を要するため、漁業者からは暫定措置水域も含めた広範囲における外国公船や漁船の位置情報等をリアルタイムに提供して欲しいとの要望があっている。</p> <p>このため、日中暫定措置水域及び以南水域で操業する漁船の安全操業を確保するために次の事項を強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日中暫定措置水域及び以南水域における外国公船及び外国漁船団の位置や動向の情報収集に努めること。</li> <li>2 水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に情報提供するなど、当該水域で操業する漁船に迅速に情報提供できる体制を構築すること。</li> </ol> |
|--|---|

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

|   |  |
|---|--|
| <p>要望事項</p> <p>(8) 日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について</p> | <p>内 容</p> <p>日中漁業協定に基づく中国まき網漁船の操業条件については、2002年以降、日本の排他的経済水域内での操業を認めない決定がなされ、当県への影響は回避されているところである。</p> <p>当県周辺水域は、黒潮等の影響を受けて、アジ、サバ、イワシ、カツオ及びマグロ類などが回遊する漁業振興上、重要な漁場であることから、今後とも中国まき網漁船の操業は認めないという方針を堅持していくことが重要であるので、次の事項について特段の配慮をされるよう要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国は、中国漁船の操業条件を遵守させること。</li> <li>2 国は、中国漁船の操業条件を決定する交渉に当たっては、今後とも当県周辺水域には、まき網に限らず、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。</li> <li>3 当県周辺水域における外国漁船の監視取締体制の強化を図ること。</li> <li>4 日本漁船の安全な操業を確保すること。</li> </ol> |
|---|--|

## 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

## 沖縄海区漁業調整委員会

|  |  |
|--|--|
| <p>要望事項</p> <p>(9) 日台漁業取決めの見直しについて（継続）</p> | <p>内容</p> <p>平成25年4月10日に調印された日台漁業取決めは、我が国排他的経済水域内での台湾漁船の操業を認めたもので、台湾漁船とのトラブルを恐れる多くの国内漁船が操業を自粛する状況が続いている。</p> <p>日台漁業取決めの適用水域は、鹿児島、熊本、宮崎、長崎県の漁船も操業する海域であり、その影響は本県のみに限らないことから、以下の事項を要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取決めの適用水域から次の水域を除外すること。       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 東経125度30分より東の水域</li> <li>② 八重山北方三角水域</li> </ol> </li> <li>2 我が国の経済水域内においては、取決めの適用水域を除いて台湾漁船の操業を一認めないこと。<br/>また、違反操業を行う台湾漁船に対し、拿捕を含む取締りを徹底すること。</li> <li>3 先島諸島の南側の水域等、取決めの適用水域の拡大については今後一切、協議の対象としないこと</li> <li>4 日台漁業取決めの適用水域内において、       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めること。</li> <li>② 操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めること。</li> <li>③ 台湾漁船のPI保険への加入義務化を促すこと。</li> </ol> </li> </ol> |
|--|--|

## 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

## 沖縄海区漁業調整委員会

|  |  |
|--|--|
| <p>要望事項</p> <p>(10) 日中漁業協定の見直しについて（継続）</p> | <p>内容</p> <p>日中漁業協定では、北緯27度以南の沖縄本島から宮古島以西の水域を協定適用除外とし、外務大臣書簡により同水域においては、中国漁船に対して我が国の漁業関係法令を適用しないこととしている。</p> <p>この結果、同水域では、中国漁船による違法操業等が行われた場合であっても、取締りができない状況にある。</p> <p>中国サンゴ網漁業は、深海サンゴ資源を枯渇させるだけでなく、熊本県、鹿児島県と連携して取り組んでいる南西諸島マチ類資源回復方針で定めた保護区、底魚類等の成育環境を荒廃させており、極めて大きな問題である。</p> <p>また、尖閣諸島周辺海域においては、平成24年以降、中国公船による領海への侵入が繰り返されており、そのような中、中国公船による本県漁船に対する追尾行為が発生し、安全操業を脅かす事態となっている。</p> <p>そこで以下の事項を要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日中漁業協定の見直しについて       <p>北緯27度以南の沖縄本島から宮古島以西の水域が、日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう、協定を見直すこと。</p> </li> <li>2 中国サンゴ網漁業、虎網漁業等の規制について       <p>協定の見直しが行われるまでの間、中国国内法においても禁止されているサンゴ網漁業の再発防止及び、北緯27度以南への中国虎網漁船の侵入を抑制する対策を確保すること。</p> </li> <li>3 海底に散逸する中国サンゴ網の除去、回収について       <p>底魚一本釣り等の操業、船舶航行に支障を及ぼすサンゴ網について、除去技術の開発を図り、回収に努めること。</p> </li> <li>4 中国公船による威嚇行為等の再発防止と操業の安全確保について       <p>中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図り、安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること</p> </li> </ol> |
|--|--|

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

|  |   |
|--|---|
| <p>要望事項</p> <p>(11) クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について</p> | <p>内容</p> <p>当県のクロマグロ漁業は、沿岸海域で延縄、曳き縄釣、一本釣等で漁獲を行っているが、漁獲制限が開始されて以降、漁獲対象種をブリやサワラ等に転換し、クロマグロを目的とした操業を自粛することで、配分枠が少なくながらも漁獲可能量の遵守に努めてきた。しかし、近年これらの操業海域においてクロマグロの来遊量が増加している。</p> <p>また、ここ数年2月頃になると、これまであまり漁獲が見られなかった沿岸の定置網においても、予期せぬ大型マグロの入網がみられているが、配分枠連守のため、放流作業や混獲回避等の労務負担が増大し、漁家経営の悪化を招いている。</p> <p>ついでには、クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際委員会において、直近のデータに基づき資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。</li> <li>2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁船漁業に優先的に配分すること。また、配分の際は、各県や漁業種間で不公平が生じないよう、操業特性や近年の漁獲実績等を考慮し、より実状にあった配分を行うこと。</li> <li>3 漁業者が安心して資源管理に取り組みめるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算の確保や支援制度の拡充を図るとともに、資源管理の取組による減収に対処するため、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の要件緩和措置の継続と国の助金補助率の格差縮小を行うこと。</li> </ol> |
|--|---|

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

長崎県連合海区漁業調整委員会

|  |  |
|--|--|
| <p>要望事項</p> <p>(12) 太平洋クロマグロの資源管理の推進について</p> | <p>内容</p> <p>国では、太平洋クロマグロの資源回復を図るため、中西部太平洋まぐろ類委員会の枠組みにおいて、平成27年1月から、30キロ未満の小型魚の漁獲上限を4,007トン、30キロ以上の大型魚の漁獲上限を4,882トン（令和4年1月から5,614トン）とし、保存管理措置を講じています。</p> <p>平成30年から罰則を伴うTAC制度へ移行し、沿岸漁業においても小型魚の数量管理に加えて、大型魚の数量管理が始まりましたが、漁業現場では定置網による突発的な漁獲が生じたり、一方では獲り残しが生じる等、様々な課題等が発生し、混乱が生じています。</p> <p>また、九州地区においては、大臣への届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」であつても広域漁業調整委員会による「沿岸くろまぐろ漁業承認」を取得して県域のクロマグロ漁獲管理ルールに則り操業していきすが、他地区で同届出漁業を行う者の中には、同承認を取得せず、混獲名目でクロマグロを漁獲している実態があると聞き及んでおり、同資源管理の枠組みに支障を来たしかねないと強く懸念しております。</p> <p>つきましては、次の事項について要望します。</p> <p>【継続（変更）】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資源評価結果に基づく漁獲上限の拡大について<br/>クロマグロ資源については、管理措置の定着化により回復の兆しが見られる中、令和3年12月開催の中西部太平洋まぐろ類委員会（WGPF）第18回年次全会が開催され、2022年漁期から大型魚の漁獲枠を15%増の732トン増とすることで合意されたところであるが、今後とも資源評価による将来予測に基づき、大型魚に加え小型魚についても漁獲上限の拡大が可能となるよう交渉継続すること。</li> </ol> <p>【継続（変更）】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 国留保枠の有効活用について<br/>第8管理期間における国留保枠の配分方法の設定において、国留保枠が</li> </ol> |
|--|--|

最大限活用されるよう、最低限の数量を除き可能な範囲で配分で分配について引き続き、検討すること。

【継続】

3. 遊漁者への指導について  
本県海域のように、複数県の遊漁者が採捕している場合は、単県での管理は困難である。このため、全国的な規制措置である広域漁業調整委員会指示等により、国は都道府県を跨る遊漁団体等に対し、引き続き適切に指導すること。

【継続（変更）】

4. 漁獲数量の管理について  
マグロ類を対象とした沿岸ではえ縄漁業は、全て広域漁業調整委員会の「沿岸くろまぐろ承認」取得を義務付けること。併せて、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会を跨ぐ承認承認（廃業見直し新規）については、直近の採捕停止命令の発出状況等を踏まえ見直すこと。

また、広域的な海域で操業する「沿岸くろまぐろはえ縄漁業」によるマグロ漁獲量は、現行TAC制度上、船籍が属する県の漁獲枠で管理することになっているが、明らかに他県海域で漁獲されるものについては、船籍県の管理が及ばないため、現行の知事管理漁業ではなく大臣管理漁業として、国の漁獲管理の対象とすること。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

宮崎海区漁業調整委員会

要望事項

(13) 太平洋クログロの資源管理に係る運用について

内容

平成30年から始まった沿岸漁業におけるくろまぐろのTAC管理については、漁業者もその重要性を十分認識し、各県に割り当てられた漁獲可能量を遵守している。

しかしながら、近年では沿岸域へのくろまぐろの来遊量の増加に伴う漁獲量の増加や突発的な漁獲の積み上がりにより、管理期間途中にあっても操業自粛の要請や採捕停止の命令がなされる機会が増加しており、漁業経営体にとっては、くろまぐろの混獲を回避しつつ経営を継続するため、混獲魚の放流や漁場の変更、休漁などの取組に大きな労力を割かざるを得ない状況が強いられている。

このような状況を鑑み、太平洋くろまぐろの資源管理・資源回復の取組の着実な実施と沿岸漁業者の経営の安定的な継続を両立させるため、次の事項を要望する。

- 1 資源の増加に応じて我が国全体の漁獲枠の増加を引き続き提案し次の管理期間に反映されるよう努めること。
- 2 混獲回避型休漁支援事業については、各地域の実情に応じて、支援がなされるよう発動条件を緩和すること。

令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

|  |  |
|--|--|
| <p>要望事項</p> <p>(14) 太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について</p> | <p>内 容</p> <p>中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) の国際約束に基づく太平洋クロマグロの漁獲量上限の遵守については、本県定置網漁業者等多くの沿岸漁業者から不安や不満の声が寄せられている。</p> <p>については、影響を受ける沿岸漁業者が将来にわたってクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際的な水産資源である太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴い、影響を受ける沿岸漁業者の経営の維持・安定を図るため、我が国の漁獲枠が早期に拡大されるよう関係各国への働き掛けを行うとともに、国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないよう見直す こと。</li> <li>2 クロマグロの再放流技術の早急な確立と技術導入等への支援制度の拡充、他漁業への転換に必要な技術習得・漁具等に対する支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。</li> </ol> |
|--|--|

令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

沖縄海区漁業調整委員会

|   |  |
|---|--|
| <p>要望事項</p> <p>(15) 太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について（継続）</p> | <p>内 容</p> <p>太平洋クロマグロは、沖縄県においても重要な水産資源となっており、資源管理の取り組みについては、本県漁業者もその必要性を理解している。</p> <p>WCPFC において合意された管理措置は、大型魚より、小型魚の漁獲を削減する方が資源回復に効果的であると示されているが、今回の管理措置は、主に大型魚を漁獲し、資源に対する影響の小さい、マグロはえ縄漁業や、一本釣り漁業等の沿岸漁業への配慮が不十分である。</p> <p>そこで、太平洋クロマグロ（大型魚）の資源管理について、マグロはえ縄漁業や、一本釣り漁業等の沿岸漁業に配慮した管理措置を進めていただくよう、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁獲枠の配分について<br/>漁業種類の配分及び留保の配分を見直すことと、直近年の漁獲実績を反映した配分に見直し、マグロはえ縄漁業や沿岸漁業への配分を十分に確保すること</li> <li>2 経営安定対策の拡充について<br/>マグロはえ縄や一本釣り漁業者等が行う漁具改良や放流作業について、支援策の拡充を図ること</li> </ol> |
|---|--|

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

|   |  |
|---|--|
| <p>要望事項</p> <p>(16) ミニボートによる危険行為の防止について</p> | <p>内 容</p> <p>規制緩和により免許・登録が免除された連続最大出力が1.5kW(2.039馬力)の推進機関を有する長さ3m未満の船舶、いわゆるミニボートは、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。</p> <p>海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をみると、平成22年から27年は年間50隻前後の発生であったものが28年以降増加に転じ、直近の令和元年には90件と倍増しております。</p> <p>このため、全国各地で定期的に安全講習会を開催されているとともに、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封するなどの普及活動を積極的に実施されているものと認識しております。</p> <p>しかしながら、コロナ禍を受けて、海洋性レジャー人口が増加していること、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる普及活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識しております。</p> <p>つきましては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ミニボート所有者の登録と保険（特に遭難救助費用を対象）加入をセットとした制度を創設すること。</li> <li>2 ミニボート利用者に安全講習会の受講を促すとともに、ミニボート販売業者にも購買者に受講を促すよう引き続き強く働きかけること。</li> <li>3 衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。</li> <li>4 安全対策上の制度創設等に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後ともより一層協力しながら行うこと。</li> </ol> |
|---|--|

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

熊本県連合海区漁業調整委員会

|   |  |
|---|--|
| <p>要望事項</p> <p>(17) ミニボートによる危険行為の防止について</p> | <p>内 容</p> <p>近年、マリンレジャーの普及により、ミニボートの利用者も増加している。ミニボートの利用に際して、規制緩和によりミニボートの免許や登録が免除されたことで、基本的な海上交通のルールを知らない利用者が多いほか、漁港用地等に違法駐車をするなどマナーの悪い利用者も多く見受けられる。</p> <p>また、ミニボートの利用者の多くが、その耐航性や他船舶からの視認性が低いという特性を十分理解しないまま、漁場や漁港周辺で遊漁を行い、漁業用の漁具を破損するなど漁業者の妨げとなったり、海難事故を起こすなどの事例も多くみられている。</p> <p>さらに、ミニボートの利用者が、十分な保険に加入していないケースも多く、漁具や漁船等の物損被害の補償など、事故処理等におけるトラブルの発生も見受けられるほか、ミニボートの海難事故が発生すると、その救助活動などを地元漁業者が担うことになり、漁業活動にも大きな影響を与えている。</p> <p>こうした状況の下、ミニボートによる危険行為の防止と万が一の時の補償能力を高めるため、次の事項を強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ミニボートの海上交通ルールを無視した操縦やマナー違反を犯す利用者を減らすため、操縦や安全性に関する講習の受講を義務付けるとともに、事故時の対応を円滑に行うため、購買者の氏名や連絡先などの情報を把握できる体制を構築するようミニボートの製造・販売業界を強く指導すること。</li> <li>2 日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険に、ミニボートを加入対象とし、加入促進を図るとともに、万一事故が発生した場合の事故処理におけるトラブル防止の対策を講じること。</li> </ol> |
|---|--|

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

長崎県連合海区漁業調整委員会

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| <p>要望事項<br/>(18) 海区漁業調整委員会制度について</p> | <p><b>内 容</b></p> <p>海区漁業調整委員会は、これまで公選制による漁業者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により漁業制度の円滑な運営を確保してきました。</p> <p>このようなか、平成30年12月に漁業生産力の発展を図る観点から漁業法等が改正され、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなり、今後もその役割を的確に果たしていかねばなりません。</p> <p>以上のことから、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望します。</p> <p><b>【継続】</b></p> <p><b>1. 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保</b><br/>海区漁業調整委員会の新たな役割に対応するため、安定した財政基盤が確保できるように措置すること。</p> |
|--------------------------------------|---|

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

大分海区漁業調整委員会

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| <p>要望事項<br/>(19) 新たな漁業関係法令の改正について</p> | <p><b>内 容</b></p> <p>令和2年12月に改正漁業法が施行され、新たな制度が開始されるとともに、令和3年4月からは新たな体制で海区漁業調整委員会が運営されていることから、その適切な運営が確保されるよう次の事項を要望します。</p> <p><b>1 国は、海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。</b></p> |
|---------------------------------------|---|

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

大分海区漁業調整委員会

|   |  |
|---|--|
| <p>要望事項</p> <p>(20) 改正漁業法における新たな資源管理措置等について</p> | <p>内容</p> <p>改正漁業法における新たな資源管理は、水産資源の持続的な利用を確保するため資源管理目標の設定方法を最大持続生産量(MSY)をベースとする方式に変更し、これに基づきTACを設定しており、TAC対象魚種は今後拡大される予定です。漁獲制限などの資源管理措置等を行うにあたっては、漁業者の理解とともに丁寧な対応が求められることから次の事項を要望します。</p> <p>1 資源管理目標の考え方や有効性、漁獲可能量の算定方法、漁獲制限を余儀なくされたときの経営支援策等について十分な説明と情報提供を行うとともに、関係漁業者の合意形成を丁寧に行うよう配慮すること。</p> |
|---|--|

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

宮崎海区漁業調整委員会

|  |  |
|--|--|
| <p>要望事項</p> <p>(21) 沿岸資源の適正な利用について</p> | <p>内容</p> <p>令和2年12月から施行された改正漁業法のもとでは、準備の整った漁業種類からIQの導入等を行う一方で、トン数制限等、船舶の規模に関する制限措置が撤廃される方針が示されている。</p> <p>今後、IQ導入等により船舶の大型化などが進んだ場合、船体差を活かした漁場占有など、沿岸漁業者との資源の競合や漁業秩序の乱れといった問題へ発展する懸念がある。</p> <p>については、沿岸漁業と競合する漁場については従来行われてきた操業ルールを尊重しつつ、今後両者が資源及び漁場を持続的かつ公平に利用できるよう、次の項目について要望する。</p> <p>1 沿岸漁業と大臣許可漁業との調整</p> <p>IQ導入等の条件が整った大臣許可漁業について、トン数制限撤廃をはじめとした新たな取組を導入するにあたっては、沿岸漁業と競合する漁場については一方的に沿岸漁業を圧迫することがないよう、適正な資源及び漁場利用について十分な調整を行うこと。</p> |
|--|--|

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

熊本県連合海区漁業調整委員会

|  |  |
|--|--|
| <p>要望事項<br/>(22) 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について</p> | <p>内容<br/>海区漁業調整委員会は、永きに亘り漁業権の免許や許可方針等の協議、県内及び隣接県との漁業調整、資源管理に至るまで、幅広い役割を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきた。<br/>昨年改正された新たな漁業法は、水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させるといった目的を掲げており、海区漁業調整委員会においても、漁業調整機構としての役割を十分果たすことが求められる。<br/>そのためには、海区漁業調整委員会の積極的な活動が不可欠であり、その活動のための財源確保が必要不可欠である。<br/>ついでには、海区漁業調整委員会の財政基盤を確保するため、国による更なる予算措置を要望する。</p> <p>1 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保<br/>海区漁業調整委員会が、今後も漁業調整機構としての役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するために、安定的な財政基盤を確保するよう措置すること。</p> |
|--|--|

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

沖縄海区漁業調整委員会

|  |   |
|--|---|
| <p>要望事項<br/>(23) 違法操業の取締強化に向けた対応について（新規）</p> | <p>内容<br/>沖縄県内においても、非漁業者や遊漁者等による密漁が問題となっており、今般、海上保安庁による摘発件数は増加傾向である。密漁者は人里離れたへき地で活動することも多く、これらの地域において、地元漁協が自主的パトロールを行うには限界があるため、それらに対する総合的な支援は必要不可欠である。また、海上保安庁や警察等の応援要請に時間を要するへき地等での摘発は容易ではないことから、以下の事項を要望する。</p> <p>1 関係機関との連携強化<br/>海上保安庁、警察庁及び水産庁の連携を強化し、県の漁業監督吏員とも通宣情報を共有し、迅速に対応が図られるようにすること。</p> <p>2 漁業取締体制の強化<br/>本県の漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を行い、十分な人員が確保できるように、制度面・財政面での支援を強化すること。</p> <p>3 密漁された水産物の流通防止<br/>市場や小売店などにおいて、密漁された水産物を主体的に排除するように、啓発活動を強化する。またその実効性を高めるために、違法漁獲物の流通に対する規制を強化すること。</p> <p>4 パトロール等への支援<br/>地元漁協・漁業者が実施する密漁パトロールに伴う休業に対する費用や密漁防止看板の設置にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。</p> |
|--|---|

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見  
佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（福岡県連合海区漁業調整委員会）

- (1) 大中型まき網漁業及び沖台底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見  
佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（鹿児島県連合海区漁業調整委員会）

- (3) 大中型まき網漁業及び沖台底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見  
佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（熊本県連合海区漁業調整委員会）

- (2) 大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見  
佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（福岡県連合海区漁業調整委員会）

- (4) 日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（長崎県連合海区漁業調整委員会）

(5) 日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（熊本県連合海区漁業調整委員会）

(7) 東シナ海における漁船の安全操業確保について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（長崎県連合海区漁業調整委員会）

(6) 日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（鹿児島県連合海区漁業調整委員会）

(8) 日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見  
佐賀県連合海区漁業調整委員会

|  |
|--|
| 要望事項（沖縄海区漁業調整委員会）<br>(9) 日台漁業取決めの見直しについて（継続） |
| 意見<br>要望の趣旨に賛同します。                           |

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見  
佐賀県連合海区漁業調整委員会

|   |
|---|
| 要望事項（佐賀県連合海区漁業調整委員会）<br>(11) クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について |
| 意見<br>当海区要望分  |

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見  
佐賀県連合海区漁業調整委員会

|  |
|--|
| 要望事項（沖縄海区漁業調整委員会）<br>(10) 日中漁業協定の見直しについて（一部新規） |
| 意見<br>要望の趣旨に賛同します。                             |

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見  
佐賀県連合海区漁業調整委員会

|   |
|---|
| 要望事項（長崎県連合海区漁業調整委員会）<br>(12) 太平洋クロマグロの資源管理の推進について |
| 意見<br>要望の趣旨に賛同します。                                |

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見  
佐賀県連合海区漁業調整委員会

|   |
|---|
| 要望事項（宮崎海区漁業調整委員会）<br>（13）太平洋クロマグロの資源管理に係る運用について |
| 意見<br>要望の趣旨に賛同します。                              |

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見  
佐賀県連合海区漁業調整委員会

|   |
|---|
| 要望事項（鹿児島県連合海区漁業調整委員会）<br>（14）太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について |
| 意見<br>要望の趣旨に賛同します。  |

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見  
佐賀県連合海区漁業調整委員会

|  |
|--|
| 要望事項（沖縄海区漁業調整委員会）<br>（15）太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について（継続） |
| 意見<br>要望の趣旨に賛同します。                                     |

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見  
佐賀県連合海区漁業調整委員会

|   |
|---|
| 要望事項（佐賀県連合海区漁業調整委員会）<br>（16）ミニボートによる危険行為の防止について |
| 意見<br>当海区要望分                                    |

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

|                          |
|--------------------------|
| 要望事項（熊本県連合海区漁業調整委員会）     |
| (17) ミニボートによる危険行為の防止について |
| 意見                       |
| 要望の趣旨に賛同します。             |

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

|                      |
|----------------------|
| 要望事項（長崎県連合海区漁業調整委員会） |
| (18) 海区漁業調整委員会制度について |
| 意見                   |
| 要望の趣旨に賛同します。         |

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

|                       |
|-----------------------|
| 要望事項（大分海区漁業調整委員会）     |
| (19) 新たな漁業関係法令の改正について |
| 意見                    |
| 要望の趣旨に賛同します。          |

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

|                              |
|------------------------------|
| 要望事項（大分海区漁業調整委員会）            |
| (20) 改正漁業法における新たな資源管理措置等について |
| 意見                           |
| 要望の趣旨に賛同します。                 |

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

|  |
|--|
| 要望事項（宮崎海区漁業調整委員会）<br>(21) 沿岸資源の適正な利用について |
| 意見<br>要望の趣旨に賛同します。                       |

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

|  |
|--|
| 要望事項（熊本県連合海区漁業調整委員会）<br>(22) 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について |
| 意見<br>要望の趣旨に賛同します。                                 |

別紙様式

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

|   |
|---|
| 要望事項（沖縄海区漁業調整委員会）<br>(23) 違法操業の取締強化に向けた対応について |
| 意見<br>要望の趣旨に賛同します。                            |

水産第2686号

令和4年(2022年)9月22日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



カキの試験養殖について(協議)

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長  
西久保 敏から申請があり、佐賀市長 坂井 英隆 から副申がありました。  
については、試験養殖処理要綱第4条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当：水産課)

佐市水振第112号  
令和4年9月16日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀市長 坂井 英隆

カキ試験養殖の承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

令和4年9月15日付け佐有漁協指第241号で佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長 西久保 敏から別添のとおり試験養殖承認申請書が提出されましたので、これに意見を添えて提出します。

## 意見書

佐賀県有明海漁業協同組合(久保田町支所青年部)が実施を計画しているカキ試験養殖は、カキの浄化作用による海況改善及びカキの垂下養殖技術の開発を目的としております。

この取組みを実施することで、近年の植物プランクトン赤潮の発生による深刻なノリの色落ち被害に対し、カキの水質浄化能力を利用した海況改善によって、ノリ養殖の安定的な生産につなげ、またカキ養殖による漁業収入の増加によって漁業者の経営安定に寄与できると思われます。

今回、同漁協久保田町支所での取組み初年度となるため、試験的に小規模での実施とし、沖合の漁場有区第1203号の一部にカキの垂下養殖を行い、有明水産振興センターの指導の下、さまざまな検証を行いながら、今後、適正な養殖規模、養殖方法等を確立させ、事業の安定化を目指したいと考えております。

このことから、今年度の試験養殖の実施について、よろしくお取り計らい頂きますようお願いいたします。

令和4年9月16日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀市長 坂井 英隆

佐有漁協指第241号  
令和4年9月15日

佐賀市長 坂井英隆 様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地の2  
佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 西久保 敏

カキの試験養殖の承認申請について(進達)

別紙の通り試験養殖の承認を受けたいので進達致します。

別紙

- ・承諾書
- ・理由書
- ・試験養殖計画書
- ・漁場位置図及び区域図
- ・同意書

別紙 1

## 承 諾 書

令和4年9月15日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 西久保 敏



令和4年9月12日付け佐市水振第109号で通知のあった令和4年度カキ試験養殖事業の委託については、承諾いたします。

# 試験養殖承認申請書

佐有漁協指第241号  
令和4年9月15日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地の2  
佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 西久保 敏

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

## 記

### 1.目的

カキ垂下試験養殖

### 2.水産物の名称

カキ

### 3.漁場の位置及び区域並びに面積

有区第1203号  
324m<sup>2</sup>

### 4.試験養殖期間

試験養殖承認より1年間

### 5.養殖の方法及び規模

養殖カゴによる垂下方式

#### 添付書類

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図
- (4) 同意書

## 理 由 書

当支所は、主幹漁業として冬場に「ノリ養殖業」を営んでおりますが、近年、植物プランクトン赤潮の発生が多発し、海水中の栄養塩低下によるノリの深刻な色落ち被害が起こり、生産金額が不安定な状況となっております。

当支所の地先干潟にはカキ礁が広がっており、これらカキ礁の地ガキを採取し、色落ち被害が深刻な漁場へ「垂下養殖」することで、カキの水質浄化能力を利用し、海況改善を図り、色落ち被害が軽減されることが期待されます。一方で、色落ち被害が深刻な漁場は、カキにとっては、餌料である植物プランクトンが豊富であることから、身入りが向上し、高単価での販売も可能となるため、将来的に有望な収入資源になると考えております。また、カキ礁はカキが積み重なり過ぎると、地盤の高度化により新たなカキが付きにくくなるため、地ガキを適度に採取し、垂下養殖、販売まで行うことにより、カキ礁の効率的な管理方法の確立につなげたいと考えております。

支所初の試みでもあることから、比較的小規模の実施となりますが、今年度の試験で可能な養殖規模の把握、養殖方法の最適化を図り、将来的な規模拡大を行いたいと考えております。

そのため、今年度の試験養殖について御承認をお願い致したいと存じます。

令和4年9月12日

佐賀県佐賀市久保田町大字新田1500-14

佐賀県有明海漁協 久保田町支所

支所運営委員長 中尾 誠 一 郎



## ■ 令和4年度 試験養殖計画書

### 1.スケジュール

|  |  |
|--|--|
| 令和4年10月  | ・ 養殖施設の設置  |
| 令和4年10月～<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>令和5年3月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 稚貝の採取</li> <li>・ 試験養殖開始</li> <li>・ 養殖管理(付着生物の除去)</li> <li>・ 養殖施設維持管理(補修、浮力調整等)</li> </ul> カキ生育調査等<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収穫出荷(約2か月垂下)<br/>→稚貝の再採取と再垂下</li> </ul> |
| 令和5年4月   | ・ 施設の撤去  |

### 2.養殖施設

別紙図面 (垂下養殖)

- ・ 養殖カゴ :提灯かご、養殖コンテナ40個  
:1袋に15kg程度収容

### 3.漁場位置及び区域図

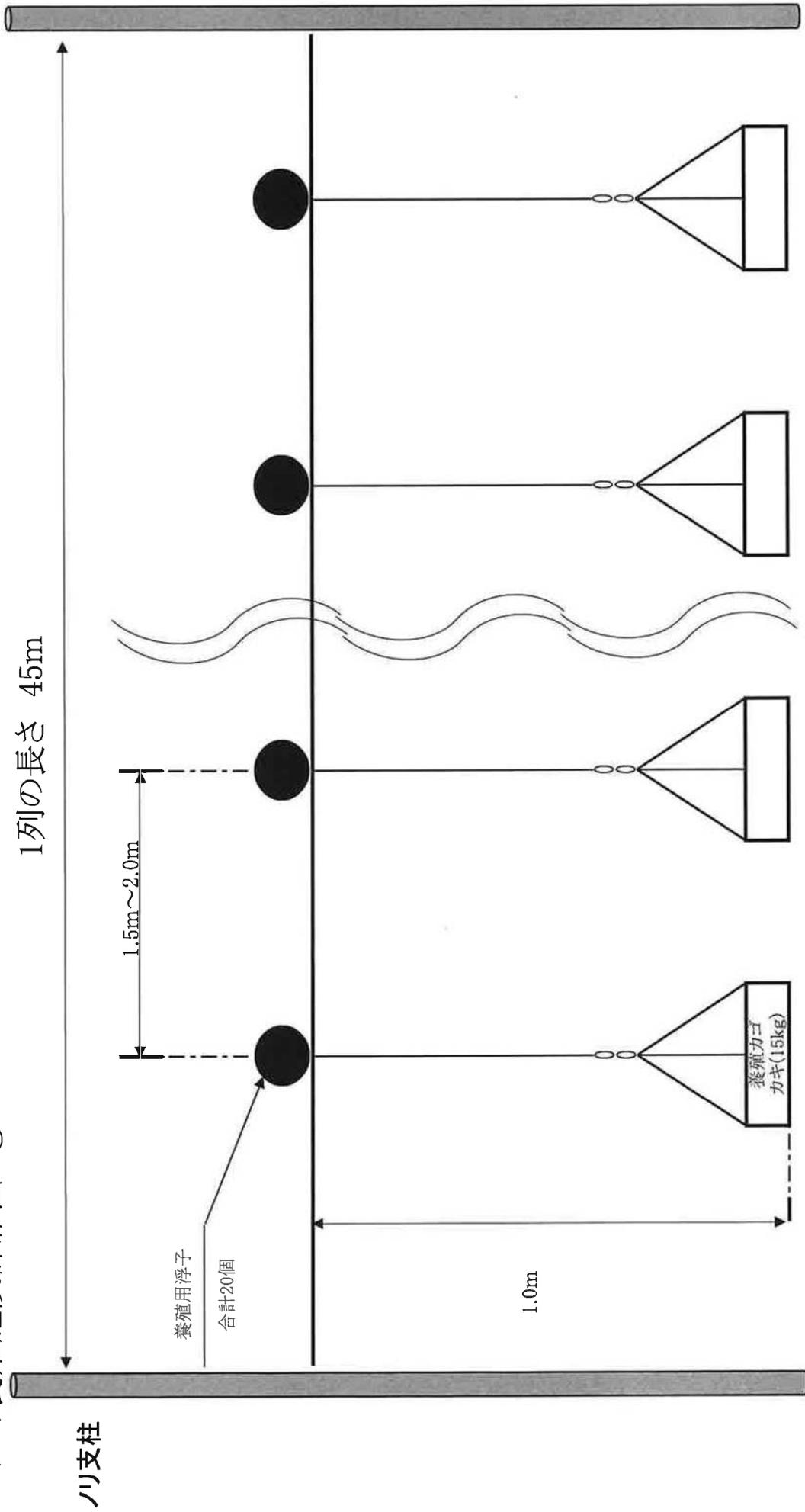
- 1)養殖場所:別紙図面(有区第1203号区画漁業権漁場の沖合)
- 2)養殖面積:ノリ単小間2列分
- 3)稚貝採取場所:別紙図面(有区第1163付近)

### 4.そ の 他

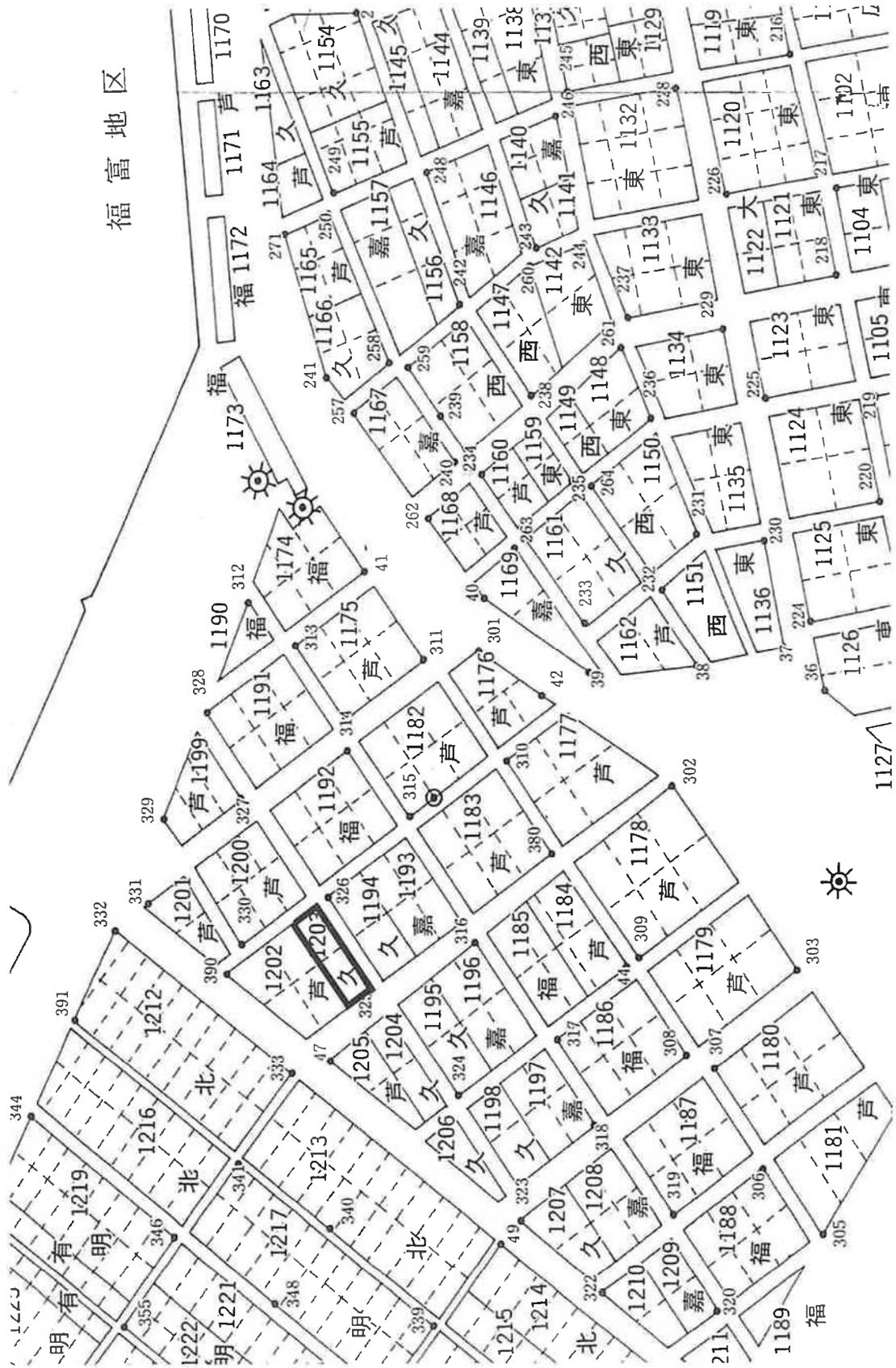
緊急時の措置

- ・ 台風等の接近により災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強・撤去等の措置を速やかに対処する事とする。  
又、本施設に起因する被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処する事とする。

カキ養殖施設詳細図 ①



試驗養殖漁場位置圖



佐賀県有明海漁業協同組合  
久保田町支所  
運営委員長 中尾 誠一郎 様

## 同 意 書

令和4年9月9日付佐有漁協久第1号によるカキ垂下試験養殖に  
ついては同意致します。

令和 4年 9月 12日

佐賀県有明海漁業協同組合 佐賀市支所  
運営委員長 香月



佐賀県有明海漁業協同組合  
久保田町支所  
運営委員長 中尾 誠一郎 様

## 同 意 書

令和4年9月9日付佐有漁協久第1号によるカキ垂下試験養殖に  
ついては同意致します。

令和 4年 9月 9日

佐賀県有明海漁業協同組合 芦刈支所  
運営委員長 中野 正利



佐賀県有明海漁業協同組合  
久保田町支所  
運営委員長 中尾 誠一郎 様

## 同 意 書

令和4年9月9日付佐有漁協久第1号によるカキ垂下試験養殖に  
ついては同意致します。

令和 4年 9月 9日

佐賀県有明海漁業協同組合 福富町支所  
運営委員長 廣橋 透

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外申請書

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏 様

住所 佐賀県鹿島市浜町 478  
氏名 三洋テクノマリン株式会社 佐賀営業所  
所長 松浦 隆宏

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外について（申請）

下記により適用除外を受けたいので申請します。

記

- 1 適用除外を申請する委員会指示  
佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 1 号
- 2 適用除外の目的・理由  
有明海において、カキ礁造成団体（NPO団体や漁業者など）が設置した造成資材及び令和3年8月、令和4年6月に設置した造成資材を一定量採取し、カキの生息状況、生残率等からカキの健全度を把握します。
- 3 適用除外の期間  
承認の日から令和 5 年 3 月 17 日まで
- 4 調査を実施する者の住所及び氏名  
別紙 1 のとおり
- 5 調査に使用する船舶  
別紙 2 のとおり
- 6 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量  
名称：マガキ、シカメガキ、スミノエガキ等のカキ類  
数量：調査に必要な最小数量
- 7 調査方法  
歩行徒手採捕（各造成箇所のカキが着生した造成資材を回収）
- 8 調査区域  
別紙 3 のとおり

別紙1 採補に従事する者の住所及び氏名

| 氏名                 | 所属 | 住所 |
|--------------------|----|----|
| [Redacted Content] |    |    |

別紙2 調査に使用する船舶

◆使用船舶一覧表

| 船名                 | 漁船登録番号 | 総トン数又は船舶の長さ | 推進機関の種類 | 馬力数 | 船舶所有者 |
|--------------------|--------|-------------|---------|-----|-------|
| [Redacted content] |        |             |         |     |       |

別紙3 採捕の区域

下記の6地点で実施予定。

調査は各地点を中心にした半径200m以内で実施。



| 調査箇所 | 緯度          | 経度           |
|------|-------------|--------------|
| 嘉瀬川  | 33° 10.539' | 130° 14.557' |
| 福富   | 33° 09.379' | 130° 13.288' |
| 鹿島   | 33° 05.746' | 130° 09.771' |
| 七浦   | 33° 04.189' | 130° 09.799' |
| たら①  | 33° 01.887' | 130° 10.957' |
| たら②  | 33° 01.136' | 130° 11.112' |

土木設計業務等委託契約書



1 委託業務の名称 令和4年度 有明海再生方策検討事業業務委託  
(カキ礁造成効果検証業務)

2 履行期間 令和4年5月13日から  
令和5年3月17日まで

3 業務委託料 [Redacted]  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 [Redacted])

4 業務内容 別添設計図書のとおり

5 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項の1号により免除

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年5月13日

発注者 住所 佐賀市城内1丁目1番59号  
佐賀県民環境部  
氏名 有明海再生・自然環境課長 山浦 啓治  
受注者 住所 佐賀県鹿島市浜町478  
三洋テクノマリン株式会社 佐賀営業所  
氏名 所長 松浦 隆宏



# 同意書

令和4年 9月 9日

三洋テクノマリン株式会社 殿

住所 佐賀市久保田町大字新田1500番地14  
氏名 佐賀県有明海漁業協同組合  
久保田町支所  
支所運営委員長 中尾誠一郎



佐賀県が行うカキ礁の健全度調査について、下記のとおり同意します。

## 記

- 1 調査期間、回数  
本業務に係る特別採捕の許可日から令和5年3月17日まで
- 2 調査海域  
有明海佐賀県海域（別紙のとおり）
- 3 調査方法  
・別紙に示す地点で竹ひび等に付着した生物を採取（カキ礁造成として現地に建て込まれた竹ひび等を数本採取します。）
- 4 その他（連絡、注意事項等）  
調査実施に当たっては、調査中であると識別される標旗を掲げるとともに、船舶の航行及び漁業の操業に支障のないよう措置すること。

同 意 書

令和4年 9 月 9 日

三洋テクノマリン株式会社 殿

住 所 佐賀県杵臼郡白石町大字福宮下分2585-1  
氏 名 佐賀県有明海漁協福富町支所  
支所運営委員長 廣橋 透



佐賀県が行うカキ礁の健全度調査について、下記のとおり同意します。

記

1 調査期間、回数

本業務に係る特別採捕の許可日から令和5年3月17日まで

2 調査海域

有明海佐賀県海域（別紙のとおり）

3 調査方法

・別紙に示す地点で竹ひび等に付着した生物を採取（カキ礁造成として現地に建て込まれた竹ひび等を数本採取します。）

4 その他（連絡、注意事項等）

調査実施に当たっては、調査中であると識別される標旗を掲げるとともに、船舶の航行及び漁業の操業に支障のないよう措置すること。

同意書

令和4年 9月 9日

三洋テクノマリン株式会社 殿

住所  
氏名

佐賀県鹿島市浜町1707番地

佐賀県有明海漁業協同組合

鹿島市支所

支所運営委員長 中島 龍



佐賀県が行うカキ礁の健全度調査について、下記のとおり同意します。

記

1 調査期間、回数

本業務に係る特別採捕の許可日から令和5年3月17日まで

2 調査海域

有明海佐賀県海域（別紙のとおり）

3 調査方法

・別紙に示す地点で竹ひび等に付着した生物を採取（カキ礁造成として現地に建て込まれた竹ひび等を数本採取します。）

4 その他（連絡、注意事項等）

調査実施に当たっては、調査中であると識別される標旗を掲げるとともに、船舶の航行及び漁業の操業に支障のないよう措置すること。

同 意 書

令和4年 9月13日

三洋テクノマリン株式会社 殿

住所氏名 佐賀県藤津郡太良町大字糸岐1558-11  
佐賀県有明海漁業協同組合  
たら支所 支所運営委員長 森田 政則



佐賀県が行うカキ礁の健全度調査について、下記のとおり同意します。

記

1 調査期間、回数

本業務に係る特別採捕の許可日から令和5年3月17日まで

2 調査海域

有明海佐賀県海域（別紙のとおり）

3 調査方法

- ・別紙に示す地点で竹ひび等に付着した生物を採取（カキ礁造成として現地に建て込まれた竹ひび等を数本採取します。）

4 その他（連絡、注意事項等）

調査実施に当たっては、調査中であると識別される標旗を掲げるとともに、船舶の航行及び漁業の操業に支障のないよう措置すること。